

平成30年度第3回清掃審議会

会議録

平成31年3月19日（火）午後2時開会

会場 新潟市役所本館6階 執行部控室

平成30年度 第3回清掃審議会会議録

日時 平成31年3月19日（火）

午後2時から

会場 新潟市役所本館6階 執行部控室

- 出席委員 山賀会長、中澤副会長、西條委員、関谷委員、西海委員、井下田委員、石井委員、小林委員、鈴木委員、鶴巻委員
- 欠席委員 住吉委員、阿部委員、石本委員、星島委員、渡部委員
- 事務局 長浜環境部長、鈴木廃棄物政策課長、塚本廃棄物対策課長、小林廃棄物施設課長
ほか

1. 開会

- 石崎廃棄物政策課長補佐（開会挨拶・資料の確認）

○ 長浜環境部長挨拶：環境部長の長浜でございます。本日は、皆さま年度末でお忙しいところお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

司会からお話がありましたように、来年度が現一般廃棄物処理基本計画の最終年になりまして、次期計画を策定する必要がございます。これに対するご意見を頂戴させていただきたいと考えております。そして、3年ごとに見直しをしている、ごみを施設に直接搬入する場合のごみ処理手数料について、もう一つは、ごみの有料化開始10年ということで、ごみ袋の手数料の使い方についてこの三つを諮問させていただきます。本日は、この諮問に関わるご説明をさせていただきますが、来月から非常にタイトなスケジュールで皆さまにはご審議を賜りたいと考えております。

社会全体としては資源を循環させる、資源をなるべく使わず、今まで使った資源を繰り返して使うことで、自然の資源の投入量を減らしていこうという方向でございます。そのような中で、新潟市のごみ処理の計画がどうあるべきかということ、手数料のあり方や使い方がどうあるべきかを、改めて考えなければならない時期にきていますので、皆さま方からそれぞれのお立場で率直なご意見を賜ればと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

その一環ということで、来年度は組織改正をいたしまして、廃棄物政策課と廃棄物施設課を統合し、「循環社会推進課」となる予定です。まず形のうえからも変えていこうと考えておりますので、そのようなことも踏まえながら、皆さま方からもご意見を賜りたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

- 石崎廃棄物政策課長補佐：続きまして、事務局の担当職員を紹介します。鈴木廃棄物政策課長でございます。
- 鈴木廃棄物政策課長：鈴木でございます。よろしく申し上げます。
- 石崎廃棄物政策課長補佐：塚本廃棄物対策課長でございます。
- 塚本廃棄物対策課長：塚本です。よろしく願いいたします。
- 石崎廃棄物政策課長補佐：小林廃棄物施設課長でございます。
- 小林廃棄物施設課長：小林でございます。よろしく願いいたします。

○ 石崎廃棄物政策課長補佐：当審議会の事務局を担当しております、廃棄物政策課企画係でございます。

2. 議事

■（１）諮問

○石崎廃棄物政策課長補佐：それでは、議事に移らせていただきます。

本日の会議は15名中10名の委員がご出席ですので、新潟市清掃審議会規則で規定しております委員の定数の半数以上の出席を満たしており、会議が成立しております。

まず、議題（１）諮問①新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定等についてです。本日は、市長がほかの公務により都合がつかみませんので、長浜環境部長が代理として、会長に諮問書をお渡しいたします。

○ 長浜部長：今回の諮問につきましては、三つの事項をお願いしたいと考えております。一つ目が新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定について、二つ目がごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の見直しについて、三つ目が家庭系ごみの指定袋等のごみ処理手数料の用途についてということでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 山賀会長：承りました。

○ 石崎廃棄物政策課長補佐：ただいま、諮問文書の写しを委員の皆さまにお配りいたします。

このあとは、会長より議事を進行していただきたいと思っております。会議でのご発言の際には、マイクをお使いくださいますよう、お願いいたします。

なお、会議録作成のため本会議は録音させていただいております。ご了承ください。

■（２）事務局説明

事務局説明

○ 山賀会長：それでは、諮問を受けましたので、審議に入ります。本日は、来年度からの審議に向けての説明が中心になります。かなりのボリュームですが、質問の時間も設けておりますので、ぜひ忌憚のない質問やご意見を出していただければと思います。よろしくお願いいたします。

では、議題（２）事務所説明①「清掃審議会全体スケジュールについて」事務局から説明をお願いします。

○ 鈴木廃棄物政策課長：[資料1](#)をご覧ください。今回の審議会への諮問は、上段横軸の新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定、ごみ処理手数料（施設搬入分）の改定、ごみ処理手数料（市民還元事業）の方針、以上の3項目でございます。

まず、一般廃棄物処理基本計画の改定についてですが、4月の第1回では、課題を整理していただいたうえで計画の基本理念と基本方針を審議いただきます。第1回でいただいたご意見を事務局で取りまとめ、第2回の審議会の前段で内容を確認していただき、8月の第5回まで、各方針の具体的な施策を審議していただく予定でございます。9月に諮問3項目の答申を確定させていただき、会長、副会長から市長に答申書をお渡しいただく予定でございます。

また、委員の皆さまの任期が今年の9月末までとなっておりますので、10月の改選をはさみ、新メンバーで引き続き審議を進めてまいります。11月の基本計画の素案審議を経て、その後、広く市民、事業者の意見を聞くためのパブリックコメントを実施します。意見を受けて計画案を審議いた

き、3月の公表を迎える予定でございます。

二つ目、ごみ処理手数料（施設搬入分）の改定についてです。これは、ごみ処理施設に自己搬入した際のごみ処理手数料の改定について諮問するものです。持ち込んだ際のごみ処理手数料は、平成20年6月に新ごみ減量制度がスタートしたとき際に、ごみ処理原価相当額で設定し、以降は3年おきに見直すこととされており、平成31年度がその見直し時期にあたります。平成30年度のごみ量を確定した後にごみ処理原価等の算定を行いまして、7月の第4回に基礎資料をお示しさせていただき、審議をお願いいたします。

三つ目、ごみ処理手数料（市民還元事業）の方針についてです。家庭ごみ、有料指定袋などによるごみ処理手数料収入は、指定袋等作製費を差し引いた後、全額市民還元事業の経費として充当しております。現在、資源循環型社会促進、地球温暖化対策、地域コミュニティ活動の振興の3本柱の計14事業で構成しており、市民の皆様に還元しております。有料化の導入から10年が経過するとともに、平成26年に市民還元事業検証に関する取りまとめの報告をいただきましてそれから5年が経ちますので、改めて皆様から用途の方向性について審議をお願いするものでございます。

今回、諮問が3項目と非常にボリュームがありますし、市民活動に関する議題もあるため、審議会とは別にごみ処理手数料の市民還元事業の方針について検する小委員会を設けまして審議をお願いしたいと考えております。

お配りしました資料1の裏面の、清掃審議会規則第8条をご覧ください。この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は会長が定めとなっておりますので、会長に小委員会のメンバーの選任をお願いし、選任された方には事務局から確認を取らせていただきます。その結果は、次回4月の清掃審議会でお知らせしたいと思っております。以上で説明を終わります。

■（2）事務局説明

質疑・応答

○ 山賀会長：ありがとうございました。これからのスケジュールについてのご説明でしたが、ただいまの説明にご意見、ご質問等ありますでしょうか。

<意見等なし>

事務局説明

○ 山賀会長：続きまして、（2）事務局説明②「一般廃棄物処理基本計画の改定にあたり」について事務局から説明をお願いします。

○ 鈴木廃棄物政策課長：資料2をご覧ください。まず、1. 計画期間ですが、環境省が策定した「ごみ処理基本計画策定指針」では、基本計画の目標年次をおおむね10年から15年間とし、5年ごとに見直すことが適切であることから、次期計画につきましても2020年から2029年までの10年間としたいと考えております。計画期間を10年間にすることにより、5年後の中間見直しは、2024年度になりますが、その際に市の環境基本計画や国の第四次循環型社会形成推進基本計画の見直しなどを反映することができます。

次に2. 計画の構成です。はじめに、基本理念があります。現計画では、市民、事業者、市の三者協働のもとに作る環境先進都市というものであります。この基本理念に向けた数値目標として家庭系

ごみ量、事業系ごみ排出量、リサイクル率、最終処分量の四つの目標値を設定しております。そして、この数値目標を達成するための基本方針として四つの柱を掲げており、各方針に基づいて具体的な施策があります。

3. 施策の検討にあたりについてです。(1) 必要に応じた現計画の継続ですが、現計画においても循環型社会、低炭素社会、自然共生社会の構築を目指して施策を実施してまいりました。施策の効果を検証したうえで、必要な施策は次期計画でも継続していくべきと考えております。(2) 上位計画や法関係との関連性、社会情勢を考慮については、後ほどご説明いたします。(3) 本市の動向や人口推移、構成比になりますが、新年度に入って人口将来予測に基づいたごみ発生量の推計を行い資料をお示しいたします。施策の審議に必要なその他の数値についても、審議会の都度ご提出させていただきます。

(4) 検証可能な数値目標の設定ということで次期計画においても検証可能な、それを前提に具体的な推進策、そして数値目標を立てていきたいと考えております。以上で説明を終わります。

質疑・応答

○ 山賀会長：ありがとうございました。ただいまの説明にご意見、ご質問等ありますでしょうか。

<意見等なし>

事務局説明

○ 山賀会長：続きまして、(2) 事務局説明③「循環型社会を形成するための法体系について」、事務局から説明をお願いします。

○ 鈴木廃棄物政策課長：資料3をご覧ください。一般廃棄物処理基本計画は、さまざまな法や計画と関連性、整合性をもって策定しております。左下の黄色の塗りつぶしの枠がこれから作る一般廃棄物処理基本計画になりますが、実施計画とセットという形になっております。生活環境の保全及び公衆衛生の向上、そして循環型社会の実現を図る観点で策定します。さらに、循環型社会と低炭素社会の統合的実現や、その実践の場としての循環共生型の地域社会を形成する観点も求められています。さらに、大規模災害が発生した際、災害廃棄物を適正かつ円滑に処理できる体制の整備も考慮しなければなりません。循環型社会を形成する法体系として、ご覧のように多くの法や計画があります。

資料3の右側をご覧ください。容器包装、家電、食品、小型家電など、各物品の特性に応じたリサイクル関連法もさまざまにあります。ご参考にしてください。

次に、今回策定する一般廃棄物処理基本計画と関連が深い廃棄物処理法の基本方針と循環型社会形成推進基本計画の2点について、説明させていただきます。

資料4廃棄物処理法における国の基本方針をご覧ください。この方針は、環境大臣が定めるもので、現在の方針は平成28年1月に改定されたものです。ポイントを説明いたします。

2. 基本方針の概要〔抜粋〕(2) 目標の設定です。一般廃棄物に関する数値目標は、排出量、再生利用量、最終処分量、1人1日当たりのごみ排出量の四つであり、本市の現計画の数値目標もこの項目に準じて設定しています。数値については、平成32年度の目標であるため、次期計画では使いませんが、目標項目として考慮する必要があると考えております。(4) 国民、事業者、地方公共団体及び国の役割では、国民や事業者は廃棄物の排出抑制に努めることが掲げられています。

(5) 一般廃棄物処理体制の確保です。一点目は、一般廃棄物処理基本計画の策定にあたっては、一般廃棄物の発生量及び組成を把握したうえで、その量及び質に即して適正な処理を行うことができる体制を整備するとあります。二点目は、種類に応じて分別収集する体制の確保とあります。三点目は、効率的な運搬が行えるよう運搬車の配車体制と整備、必要に応じて中継基地の配置による大型運搬車への積み替えを行うことが掲げられています。四点目は、処分に関し、焼却、最終処分量の抑制やダイオキシン類、温室効果ガスの排水抑制を考慮し、再生処理、中間処理、埋め立て処分等の内、最適の方法を選択するとあります。

(6) 非常災害時における廃棄物処理です。環境負荷の低減、資源の有効活用の観点から、非常災害時においても可能な限り分別、再生利用により減量を図るとあるため、平時から事前に備えを進めることが掲げられています。

続きまして資料5をご覧ください。循環型社会形成推進基本計画は循環型社会形成推進法に基づいて策定されています。以下、基本計画、基本法と呼ばさせていただきます。基本法は平成13年に施行された法律で、循環型社会の概念が打ち出されました。基本法の対象となるものを、価値の有無を問わず廃棄物等として一体的にとらえ、発生した廃棄物等のうち、有用な循環資源の利用を促進することが規定されました。そして、3Rの概念が導入され、廃棄物処理の優先順位が決められました。1番目が発生抑制のリデュースです。2番目が再使用、リユース、3番目が再利用のリサイクルと順位付けされ、焼却せざるをえないものは熱回収、熱回収に適さないものは適正処分を行うことになっております。

また、国、地方公共団体、事業者、国民のそれぞれの責務が規定されており、特に事業者が製品、容器等の設計の工夫、引き取り、循環的な利用などを一定の責任を負う拡大生産者責任の考えが位置づけられています。この基本法に基づきまして、政府が講ずるべき基本計画が策定されておりますが、平成30年6月に改定された第四次基本計画が直近の計画であります。基本計画のポイントとしては幾つかの指標が明記されています。ボリュームが多い計画ですので、本市の一般廃棄物処理基本計画に関連がある指標について説明します。

まず、左下の枠の中の①循環型社会の全体像に関する指標ですが、廃棄物の最終処分量を2025年度には2000年度から77パーセント削減し、1,300万トンにすることをしています。次に、右上の②持続可能な社会づくりとの統合的取組で、家庭系食品ロス量を2030年度を目標年次として2000年度の半減としています。事業系食品ロスについては、食品リサイクル法の基本方針で目標を設定することとなっておりますが、現在、国の方針案では、家庭系と同じく、2030年度には2000年度の半減を目標とすることで進められています。

続きまして、③多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化の指標では、2025年度を目標年度として、1人1日当たりのごみの排出量は850グラム、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を440グラム、事業系ごみ排出量を1,100万トンとしています。

右側の④でございます。プラスチックごみが環境に及ぼす影響についての新聞記事、報道を皆さまは多く目にする、耳にするということがあるかと思いますが、(4)国の取組みとしまして、④ライフサイクル全体での徹底的な循環資源の中で、プラスチック資源循環戦略の策定、施策の推進が掲げられております。

資料5-1 プラスチック資源循環戦略(案)をご覧ください。現在、国で策定を進めておりまして、おおむねできあがっているようで、年度内には決まるといったようなことを聞いております。この戦

略では、地球規模での資源循環、海洋ごみ対策、地球温暖化対策などの幅広い課題に対応しながら、国内での資源循環体制を構築し、日本モデルとしてわが国の技術、環境インフラを世界に広げて、資源循環関連産業の発展を目指すことなどが盛り込まれた戦略となっております。

3重点戦略としまして、(1)プラスチック資源循環、①リデュース等の徹底、ワンウェイプラスチックの使用削減が盛り込まれております。具体的には、レジ袋の有料化義務化、無料配布禁止等により、消費者のライフスタイルの変革を促すとされております。

(2)海洋プラスチック対策としまして、①ポイ捨て・不法投棄撲滅、清掃活動を含めた陸上での適正処理についての取組みが記載されております。4目指すべき方向性です。方向性のリデュースとしましては、2030年までにレジ袋や使い捨て容器であるワンウェイプラスチックの排出抑制を、累積で25パーセント排出抑制を掲げております。リユース、リサイクルでは、2035年までにすべての使用済みのプラスチックをリユース、リサイクルすると掲げております。それが難しい場合は、熱回収も含めて100パーセント有効利用掲げております。三つ目の再生利用・バイオマスプラスチックとしましては、2030年までにバイオマスプラスチックを最大限導入を掲げております。

続きまして、[資料6](#)国際社会全体の持続可能な開発目標をご覧ください。国際社会全体の持続可能な開発目標でありますSDGsです。2030年度までに達成することを掲げた包括的な計17の目標が設定され、環境分野としては12作る責任使う責任では、食品廃棄物の半減、廃棄物の排出量の大幅削減が掲げられています。

以上、次期計画の施策検討や数値目標を設定する際には、これらの計画や指標と整合性を図ることになりますが、各施策の数値目標を審議していただく際には、改めてこれら関連する指標、そして数値を改めてご提出させていただきます。

以上で説明を終わります。

質疑・応答

○ 山賀会長：今後の基本計画の審議にあたって基本となる法体系や関連する計画について説明いただきました。ご質問やご意見等ありますでしょうか。西海委員、お願いします。

○ 西海委員：[資料3](#)で幾つか上位の基本計画がありますが、この中で左下に書いてある都道府県廃棄物処理計画について、新潟県の廃棄物処理計画は、どのようになっているのかということ、その左下の総合計画、環境基本計画の大体時期的なものなどを教えていただければと思います。

○ 鈴木廃棄物政策課長：これから審議していただく廃棄物の計画の5年目の見直しが2024年でございます。市環境基本計画につきましては2023年に新しい環境基本計画が開始し、併せて市総合計画も同じ2023年の前年に改訂する見込みでございます。それを受けまして、説明で申し上げたとおりその中間見直しに5年経っているため、時勢に合わせた修正が必要であれば変えていけるといったような効果もあるかと思っております。

県の計画の動きについては、現在把握しておりませんので、また別の機会でまたご連絡させていただきます。

○ 山賀会長：ほかに、ご質問やご意見ありますでしょうか。関谷委員、お願いします。

○ 関谷委員：[資料6](#)SDGsの14にある海洋ごみの話は皆さん情報として共有されているでしょうか。最終的にはライフスタイルの問題でもあるので、行政のみが解決できる問題でもないという観

点から、いかに施策の中に組み込んでいくかも重要だと考えますので、補足説明をいただければと思います。

○ 鈴木廃棄物政策課長：報道されているものでは、海洋ごみとは海の向こうから流れつくものもあれば、内地から川を伝って海に出ているものがあります。実際は内地から出ているほうが多いのではないかとこともいろいろ聞きますが、海洋プラスチックごみが問題になる前から市としてさまざまにごみ拾いや不法投棄対策といった対応もしております。

○ 塚本廃物対策課長：海岸の美化について市としての取組みの一部をご紹介します。例えば、海の日に合わせて、新潟市で海岸を有するすべての区で私ども廃棄物対策課が主催する海岸清掃を行っております。

本来、原則論からいえば、海岸の管理者というものは県です。ただし、海水浴シーズンにつきましては、観光客もたくさんおいでになるということから、区ごとに、海岸清掃を行っている実態でございます。市といたしましても、海岸に漂着したものについて何とかしなければいけないということで、県にも議会からのご意見もございまして、主体的な美化対応をお話もしておりますが、市としても手をこまねくことなく、主に夏場については、漂着したもしくはその場にある廃棄物を処理するという活動を行っております。

○ 山賀会長：ほかにご質問、ご意見等ありますか。よろしいでしょうか。

今後の審議の中で、また立ち戻って確認するという事柄も出てくるかと思っておりますので、その都度ご意見をいただければと思います。

事務局説明

○ 山賀会長：続きまして、(2)事務局説明④「新潟市の現状と今年度の動き」について、事務局から説明をお願いいたします。

○ 鈴木廃棄物政策課長：それでは、資料7をご覧ください。現計画の目標達成状況についてです。昨年11月の第2回審議会でも資料を配付いたしました。改めて現計画における数値目標の達成状況をご説明します。

①家庭系ごみの1人1日あたりのごみ量を指標としています。平成31年度の最終目標は474グラムと設定をしております。平成29年度の実績は487グラムでございます。②事業系ごみ排出量、③リサイクル率、④最終処分量について、最終目標と実績の数値を表に記載しておりますが、いずれの最終目標を達成することは、非常に難しい状況となっております。

2. 家庭系ごみの推移でございます。棒グラフの緑と黄色は資源物でございます。緑が集団・拠点回収、そして黄色がプラマーク容器包装などの資源物です。ピンクはごみ処理施設に直接搬入されるごみ、青は収集ごみの量であります。平成19、20年度を比較していただくと、資源物が増えてごみ量は減りました。これは、平成20年度から新ごみ減量制度が始まった効果といえますが、平成23年度と平成29年度を比較すると、1人1日あたりのごみ量は微減となっております。右上に参考として、平成28年度から平成30年度における4月から1月までの家庭系ごみ排出量の推移を載せました。

次期計画改定のために、平成30年度はごみの組成調査と家庭系ごみに関する市民意識アンケート調査を行いました。ごみ組成調査の結果は、前回の審議会でもお配りしました。今回は市民意識アンケート調査の調査結果報告書をお配りしております。また、その概要版もご用意させていただきます。

た。この中では、市の発信情報の入手方法、これからさらに市で力を入れていく3Rに関して、レジ袋に関する情報など家庭系ごみに関して市民の意識をアンケート調査した結果を載せております。概要も含めて、本冊も見てくださいと、市民の皆さまが3R、食品ロス、プラスチック、そのほか今回諮問に関しますごみ処理手数料の用途の情報も掲載しております。以上で説明を終わります。

質疑応答

- 山賀会長：ただいまの説明につきまして、ご質問やご意見ありますでしょうか。鈴木委員。
- 鈴木委員：今回のアンケートは新潟市の人口が79万3,000人に対して、有効回答数が2,277人、回収率は56.9パーセントですが、アンケート調査の有効性としてよく言われている3パーセント以上の数値が適切ということで、整合性はどのくらいの割合で出ているものか、教えてください。
- 山賀会長：事務局、お願いします。
- 鈴木廃棄物政策課長：人口については委員のご指摘のとおりです。アンケートは4,000人が対象でございました。そのうち、有効回答として返ってきたのが、2,200人強で56パーセントです。それお人口割りですと、0.28パーセントでございます。
- 鈴木委員：よく視聴率調査でも0.1パーセントあればほぼ1パーセントのずれはないということなのでこれは大丈夫かと思うのですが、私は今回新潟市に初めて来たもので、この辺の意見を見ながらすべて考えていかななくてはならないということで、その整合性を一番知りたいと思いました。ありがとうございました。
- 山賀会長：ほかにご質問ご意見ありますでしょうか。
ここからは、全体を通じてのご質問等も承りますのでどうぞご発言ください。関谷委員お願いいたします。
- 関谷委員：大きなお話を確認させていただきたいのですが、もともとごみ処理をするなどワンウェイでやっていたことを循環させることは非常にコストがかかります。しかし、かけてでもやらなければいけない実情があつて、それが温暖化対策だったり、あるいは有限性がある資源を再利用しなければならないエネルギー問題があつたりするのではないかと思います。それをいろいろと突き詰めていくと、やはり低炭素という問題が非常に大きな問題で、なぜ低炭素が今非常に注目されるかということ、環境問題もそうですが、まちなかに投資するうえで低炭素の取組みをしているということが、経済的にも有利だという視点があるわけです。
第四次循環社会形成推進基本計画や、循環型社会に組織も変更していこうということも、そういうものに対する一つの取組みと思うのですが、さまざまな取組みが、結果的に低炭素社会にどういう形で寄与していくのかがこれだけの説明では読み取れず、それで一つの例として海洋ごみのお話をしました。あちらも何が問題かと言いますと、プラスチックの最終的な処理を中国でまかなっていましたが、中国が受け入れを拒否したということが非常に大きな問題であり、また、我々がどうするべきなのかという問題でもありますし、さらに、中国のずさんな処理が最終的に海洋にごみを垂れ流して魚が食べてしまって、それを我々が摂取するという、そういうライフスタイルの問題でもあるわけです。
そう考えたときに、やはりごみというものを資源と捉えることは、ネガティブなものではなくてポジティブなものに取り入れて、ごみを資源に変えることで経済を活性化させていく一つのきっかけづくりになるというところが、非常に大きなポイントだと思うので、その辺をもう少しご説明いただけ

たらありがたいと思います。

○ 長浜環境部長：委員ご指摘とおりでございます。今までのごみ処理基本計画にしても、これまでの取組みにしても、ごみを減らそう、リサイクルしようという掛け声はあったのですが、そういった大きな全体像を捉えたうえでの仕組みになっていなかったところを、新しい計画の中ではきちんと踏まえた計画にできればということが基本的にはあるかと思えます。

そういう動きの中で、新潟市内に四つのある焼却処理施設場のうち、新田清掃センターと亀田清掃センターでは廃棄物の焼却余熱発電から回収した蒸気で発電し、その新田清掃センターのほうでは、今までは発電したものをDBOというやり方で、設計施工の、管理運営を同一の会社としていますが、発電した電気による売電収入を市の委託料から差し引いた形とし、発電が事業者の収入になるというような仕組みになっております。

今までは、発電したものを全て事業者が売っていたので、それがどこに使われているか分からなかったのですが、事業者から提案をいただきまして、発電したものを新潟市内で使おうという、地産地消のような計画や事業を現在進めているところです。

ごみをネガティブなものではなく、いわゆる再生可能エネルギーの基になるものという発想で動いているというようなこともございます。低炭素社会、資源を循環させていく社会この二つが本市の大きな課題であるのですが、この二つは別々のものではなく、リンクし合うものだと考えております。理念的な話になってしまうのですが、そういった動きの中で、今委員がご指摘のことを踏まえながら、計画という認識です。

○ 山賀会長：ほかにご質問、ご意見等ありますでしょうか。

○ 西條委員：ごみの計画を作ることが初めての経験なので、会長以下皆さまの説ご意見を聞きながら、4月以降順次やっていこうと考えているのですが、ごみのことだけ考えていてもいいのかという気がしています。関谷委員の話とリンクするのですが、SDGsゲームをこの前経験しました。環境に良いことをしましょうとか、いろいろな問題解決しましょうということが最終目標ですが、まず自分が求めるもの、例えば豊かな暮らしや経済的な満足など、それをまずは自分で押さえておかないと、なかなか人のためとか社会のためという意識が向かないのです。よって今回ごみを減らそうという前に、まず新潟市の人々が満足できる暮らしができるのかという状態にならないと、なかなかそのごみまで気が回らないのではないかと思います。ですから、市の総合計画もまず教えていただく必要があるだろうし、ここでごみのことだけを語っていても足りないのではないのかということも考えました。

○ 山賀会長：そのとおりだと思います。ほかにご質問ご意見等はありますでしょうか。

○ 長浜環境部長：現在の新潟市の総合計画も、ごみの問題の前提としてある程度把握しておきたいというご意見につきましては、次回資料を用意させていただきます。現在、にいがた未来ビジョンという新潟市の総合計画は来年度から第三次実施計画に移ります。ただ、市長も変わりまして、これから少し変化が出てくる部分もあるかと思えますので、その時点での状況をご報告させていただければと思います。

○ 山賀会長：ありがとうございました。ほかは、よろしいでしょうか。本日は少し大きな視点でのお話なので、なかなかご質問も出し辛いところもあるかと思えます。照会票もありますので、ご質問等ありましたら、廃棄物政策課に提出してください。

3. その他

事務局説明

○ 山賀会長：続きまして、その他の事項について、事務局からご説明がありますので、お願いします。

○ 鈴木廃棄物政策課長：事務局からの連絡の前に先ほど質問をいただきました、県の廃棄物処理計画につきましてお答えさせていただきます。新潟県では『資源循環型社会推進計画』を策定しております。平成23年4月に策定しまして、平成23年度から平成27年度までの5年間計画です。そして、平成28年度から平成32年度までを第二次計画として、現在動いているという状況です。中間目標を平成30年度ということで回答します。よろしくをお願いします。

事務局からのご連絡でございます。次回、平成31年度第1回の審議会につきましては4月の第4週、4月22日月曜日から26日金曜日の間で開催したいと考えております。改めて皆さまにご案内を送らせていただきますので、日程についてご回答いただければと思います。

そして、先ほど会長からもご案内がありましたとおり、今回資料に照会票をつけております。本日、確認できなかったことや、伺えなかったということにつきましては、何なりとお聞きいただければと思いますので、事務局にお送りいただければ幸いです。

最後になりますが、冒頭に部長から紹介がしましたとおり、環境部の廃棄物政策課、廃棄物施設課が統合されます。廃棄物対策課は変更ありません。ソフト事業とハード事業を統合し、今までの3Rの取組みに加えて、さらに新潟らしさのある3Rの取組みというものをまた委員の皆さまと一緒に考えて進めていくということで、名称を循環社会推進課に改称します。

○ 山賀会長：ありがとうございました。ただいまの説明にご意見ご質問等ありますでしょうか。

では、以上をもちまして、本日の審議を終了いたします。

4. 閉会

○ 石崎廃棄物政策課長補佐：最後に20・10・0運動について、ご説明をしたいと思いますので、本日机上配付しました黄色いチラシをお手元に出していただけますでしょうか。

新潟市では、昨年12月から宴会時の食べ残しを減らすための取組みとして、20・10・0運動を推進しています。この運動は、「もったいないをゼロ」

を合言葉として、宴会開始後20分間と宴会終了前の10分間は自分の席で料理を楽しむ時間にすることで、食べ残しゼロを目指す運動です。市では、啓発用にチラシと三角柱ポップを作成し、運動への参画を呼びかけております。

そして、このチラシの裏面には幹事用に進行台本を載せています。そちらを見ていただければ、どなたでもすぐ取り組んでいただけるようになっておりますので、委員の皆さまからもご協力をお願いしたいと思います。

また、運動に参加していただける飲食店や団体を募集しており、協力店や参加団体は市ホームページで紹介しておりますので、ぜひホームページもご覧いただければと思います。

では、本日は皆さま大変お疲れさまでした。